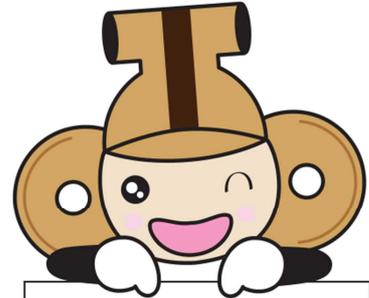


建築主の方へ

建築確認の手続き

建築物を建築（新築や増築など）しようとする場合は、建築基準法、都市計画法、消防法等多くの法令による様々な規制に適合しているか事前にチェックを受けるために、**建築主は建築物の工事に着手する前に「建築確認申請」を審査機関に提出する必要があります。**

建築確認申請は、その計画内容（建築物の用途、構造、敷地位置など）について図面や構造計算書などを用いてチェックを行い、安全な建築物を造ることを目的としています。**法令等に適合していることが確認されれば「確認済証」が交付されます。**この交付を受けないと安全で安心な建築計画を確認していないこととなりますので工事に着手できません。



ルールを守って
明るく住マイル

完了検査申請

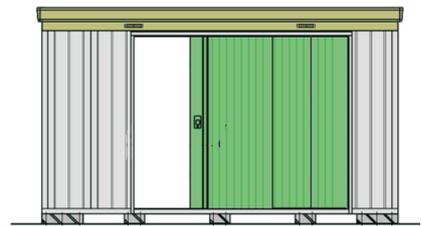
建築物の工事が完了した場合、工事施工者、工事監理者が安全で良質な建築物であることを確認し、**建築基準法等の法令に適合しているか検査を受けるために「完了検査申請」をおこなう必要があります。**申請により検査をおこなった結果、**法令等に適合していることが確認されれば「検査済証」が交付されます。**この交付を受けるまで建築物を使用できない場合があるので注意が必要です。



- ※ 審査機関とは？
本庄市、規模によっては熊谷建築安全センターまたは民間の指定確認検査機関です。
- ※ カーポート、プレハブ物置や擁壁などを設置する場合や建築物の用途を変更する場合も確認申請が必要となる場合があります。
- ※ 申請が必要ない規模でも法令に適合させる必要があります。
- ※ 防火（準防火）地域内の建築は10平方メートル以内でも建築確認申請が必要です。
- ※ 違反建築物にならないよう建築士または建築開発課までご相談ください。

確認（完了検査）申請が必要であるのにプレハブ物置を建ててしまった場合の問題点

- プレハブ物置とは別の、同一敷地内の建築物の増築や建て替えまたは不動産評価、売買に支障が出ることがあります。
- 市役所などから是正指導を受けることがあります。
- 隣地境界線ぎりぎりに、お隣の同意を得ないまま建てた場合法令違反を主張されることがあります。手続き違反だけでなく建築基準法や民法の外壁後退距離の規制に抵触する場合などその是正をめぐって紛争となるケースもあります。



物置等の建築物は、基礎工事及びそれに緊結するアンカー工事等が必要です。

本庄市役所 建築に関する相談窓口

都市整備部 建築開発課 建築指導係

電話 0495(25)1140 (直通)

f a x 0495(24)0242